

## 船舶事故等調査報告書

平成27年7月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第184号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成26年12月23日 18時30分ごろ
発生場所	京浜港東京第2区 晴海信号所から真方位189° 1,510m付近 （概位 北緯35° 37.97′ 東経139° 46.20′）
事故等調査の経過	平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 <small>こうきち</small> 幸吉丸、12トン
船舶番号、船舶所有者等	230-26129東京、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船首部外板に擦過傷 灯浮標 防護枠に曲損、錨鎖が破断
事故等の経過	<p>本船は、船長、乗組員A及び乗組員Bほか1人が乗り組み、乗客14人を乗せ、船長が、東京都港区お台場海浜公園の水域に錨泊する目的で、乗組員Aに操舵室右舷側の甲板で見張りを行わせ、右舷船尾の操舵室に立った姿勢で天井開口部から上半身を出して操船に当たり、港区台場公園南西方沖を約1ノットの対地速力で南東進していた。</p> <p>本船は、船長が、台場公園南西方沖の北側に設置された灯浮標（以下「北側灯浮標」という。）と南側に設置された灯浮標（以下「南側灯浮標」という。）の間を通過するつもりで、北側灯浮標の灯火を確認しながら航行していたところ、平成26年12月23日18時30分ごろ、突然、ゴツという音がした。</p> <p>船長は、機関を中立にした後、本船の屋根に上がって船首方を確認し、本船の船首部が南側灯浮標に衝突したことを知った。</p> <p>本船は、船長が損傷状況を確認し、船内で接客に当たっていた乗組員Bから、乗客に負傷者がいないことを聞き、自力航行してお台場海浜公園の水域に錨泊した。</p> <p>船長は、乗組員Bに海上保安庁に連絡するよう指示し、海上保安庁からの許可を得て乗客に飲食させた後、東京都品川区東品川の係留地に戻って乗客を下船させた。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約0.5m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期

	日没時刻：16時33分ごろ
その他の事項	<p>本船は、ふだん、船長が、北側灯浮標の灯火と南側灯浮標の灯火を確認した後、それぞれの灯火を左右に見ながら間を通過し、お台場海浜公園の水域に錨泊していたが、本事故当時、陸上の灯りに紛れて南側灯浮標の灯火を確認できなかった。</p> <p>本船には、GPSプロッター及びレーダーがなかった。</p> <p>船長は、見張りを行わせていた乗組員Aに南側灯浮標の灯火が視認できるかどうかを確認していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、台場公園南西方沖を南東進中、船長が、陸上の灯りに紛れて南側灯浮標の灯火が確認できない状況で航行を続けたことから、南側灯浮標に向かう態勢となっていることに気付かず、南側灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、台場公園南西方沖を南東進中、船長が、陸上の灯りに紛れて南側灯浮標の灯火が確認できない状況で航行を続けたため、南側灯浮標に向かう態勢となっていることに気付かず、南側灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>船長は、本事故後、台場公園の沖で船首部に乗組員を配置し、船首方の状況を報告させるようにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 灯浮標の近くを航行する際は、自船と灯浮標の位置関係を正確に把握すること。</li> <li>・ 見張りを適切に行うこと。</li> </ul>